

※こちらに掲載している情報は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止または延期となる場合があります。

・一定の所得のある方
問市役所福祉課(内線 162・163)

障がい者手当制度(市制度)

◎心身障がい者扶助料

▼対象者および支給額(月額)

- 1 種 身体障がい者手帳1級または2級かつ療育手帳A判定の方 7,000円
- 2 種 身体障がい者手帳1～2級の方、療育手帳A判定の方、身体障がい者手帳3級かつ療育手帳B判定の方 3,500円
- 3 種 身体障がい者手帳3～4級の方、療育手帳B判定の方 2,500円
- 4 種 身体障がい者手帳5～6級の方、療育手帳C判定の方 1,500円

▼支給できない方

施設に入所している方

◎精神障がい者給付金

▼対象者および支給額(月額)

- 精神障がい者保健福祉手帳1級の方 3,500円
 精神障がい者保健福祉手帳2級の方 2,500円
 精神障がい者保健福祉手帳3級の方 1,500円

▼支給できない方

施設に入所している方

問市役所福祉課(内線 162・163)

個人事業税第1期分の納付をお忘れなく

個人事業税の第1期分の納期限は8月31日(月)です。

8月中旬に県から納税通知書をお送りしますので、納期限までに納付をしてください。

納税通知書には第1期分と第2期分の納付書が同封されますので、納付にあたっては、納付書をお間違いのないようご注意ください。

▼納付場所および納付方法

- ・金融機関、県税事務所の窓口
- ・コンビニエンスストア、MMK 設置店
- ・Pay-easy(ペイジー)に対応したインターネットバンキングま

たは ATM
 ・インターネット環境でのクレジット
 トカードによる納付
 ・スマートフォンアプリ(PayB)
 による納付

※コンビニエンスストア、MMK 設置店、PayB による納付については、納付書の納付金額が30万円以下のものに限りです。

▼その他

領収証書が必要な方は、金融機関(ゆうちょ銀行を除く)の窓口、県税事務所の窓口またはコンビニエンスストア、MMK 設置店で納付してください。
 また、納付には便利で安全な口座振替の制度もあります。ご希望の方は口座を開設している金融機関の窓口で手続きをしてください。

問西尾張県税事務所

県民税・事業税第二グループ

☎(0586)45-3169

(ダイヤルイン)

HP <http://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/>

金婚式のご案内

金婚(結婚50年)を迎えられたご夫婦に対し、これからのますますのご長寿とご健康を祈念し、式典を開催します。該当される方はお申し出ください。

▼対象者

令和2年4月1日現在において市内に住所を有し、引き続き居住している方で、令和2年12月31日までに婚姻生活が50年になられるご夫婦(昭和45年1月1日～12月31日に婚姻の届出をなされた方を対象)

※式典の日程および詳細については、対象者に後日連絡します。

▼必要書類

- ・申出書(市役所介護高齢課および十四山支所備え付けの用紙)
- ・戸籍抄本(弥富市に本籍がある方は不要です)

▼申込期限 8月28日(金)

申・**問**市役所介護高齢課

(内線 175)

十四山支所

市社会福祉協議会

☎65-8105

十四山スポーツセンター トレーニング講習会8月の予定

トレーニング室をご利用いただくには、初回に無料のトレーニング講習会(器具説明など)を受講いただく必要があります。なお、小学生以下のご利用はできません。

▼料 金

大人 250円・中学生 120円

①10:00～ ②14:30～ ③18:30～

日 程	1回目	2回目
7日	(金) ②	③
8日	(土) ②	③
9日	(日) ①	②
14日	(金) ②	③
15日	(土) ②	③
16日	(日) ①	②
18日	(火) ②	③
21日	(金) ②	③
22日	(土) ②	③
23日	(日) ①	②
26日	(水) ②	③
29日	(土) ②	③
30日	(日) ①	②

新型コロナウイルス感染防止のため、**当面の間、講習会およびご利用いただける方については、市内在住の方のみとさせていただきます。**

また、各種制限や注意事項がありますので、市ホームページ「感染症対策特設サイト」にてご確認ください。直接お問い合わせください。

※講習は1時間半程かかります。
 ※予定は変更になる場合があります。
 ※運動のできる服装と上履きをお持ちください。

※初回は予約が必要です。

問十四山スポーツセンター

☎52-2110

令和2年度ブロック塀等撤去費補助制度

大規模地震が発生した場合にブロック塀等の転倒による被害を防ぐため、転倒のおそれがあるブロック塀等の撤去を行う工事費の一部を補助する制度です。

▼対象となるブロック塀等

次の①から④のすべてに該当するもの

- ①補強コンクリートブロック造およびコンクリートブロック、れ

んが、石材などを用いた組積造の塀または門柱

②道路または公共施設の敷地との境界に接面して設置されたもの

③接面する道路または公共施設の敷地からの高さが1m以上で、かつ、敷地地盤面からの高さが60cm以上のもの

④転倒のおそれがあるもの

▼補助金の額

次の①と②を比較し、いずれが少ない方の額の2分の1で、かつ、上限10万円

①対象となるブロック塀等の撤去に要した経費

②対象となるブロック塀等を撤去する長さ(m)×1万円

▼申込方法

工事の着手前(請負契約前)に市役所都市整備課へ必要書類を提出してください。

申込書は、市ホームページからダウンロードできます。

▼申込期限 12月末まで

※本年度の予算に達した時点で受付を終了します。

▼注意事項

交付決定通知を受ける前から工事に着手している場合、補助金を交付することができません。必ず事前に市役所都市整備課までご相談ください。

問市役所都市整備課

(内線 262・263)

令和2年度空家等除却費補助制度

管理不全な空家による周辺環境の悪化を防ぐため、不良住宅とみなされた空家の除却を行う工事費の一部を補助する制度です。

▼対象となる空家

「空き家等対策に係る特別措置法(以下、特措法)」に規定する空家等のうち、木造住宅で、市内に存在する戸建て住宅、長屋または共同住宅、併用住宅のいずれかであり、市職員による外観目視調査で「不良住宅」と判定された物件です。

なお、長屋または共同住宅については全戸において1年以上使

用されていないもの、併用住宅については居住部分の面積が延べ床面積の2分の1以上のものが対象となります。

▼補助金の額 対象となる空家の除却に要した費用の5分の4、または20万円のうち、いずれか少ない方の額となります。

▼申込方法 工事の着手前(請負契約前)に市役所都市整備課へ必要書類を提出してください。申込書は、市ホームページからダウンロードできます。

▼申込期限 12月末まで

※本年度の予算に達した時点で受付を終了します。

▼注意事項 交付決定通知を受ける前から工事に着手している場合、補助金を交付することができません。必ず事前に市役所都市整備課までご相談ください。

問市役所都市整備課

(内線 262・263)

※建物を除却した場合、住宅地特例が外れることで土地の固定資産税が上がる場合があります。また、除却後の更地も適正な管理をお願いします。

問市役所都市整備課

(内線 262・263)

地震に負けない家づくりを応援します

大規模地震が発生した場合に家屋の倒壊による被害を防ぐため、旧耐震基準(旧建築基準)で建てられた木造住宅に対する補助制度です。

なお、各補助制度の申し込みは12月末までですが、予定数になり次第締め切らせていただきます。

◎耐震診断員派遣補助(無料)

▼対象となる建築物

昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅(戸建て、長屋および共同住宅を含む)

▼申込方法 所定の申込書を市役所都市整備課へ提出してください。

※申込書は、市ホームページからダウンロードできます。

◎耐震改修費補助金

市では、民間木造住宅の耐震改修費の補助を実施しています。補

助額は、最大100万円となっています。対象となる住宅は、市または(財)愛知県住宅センターが実施する耐震診断を受け、判定値が1.0未満の建物です。その他詳しい内容については市役所都市整備課までお問い合わせください。

◎耐震シェルター整備費補助金

耐震改修費補助とは別に、耐震シェルターの整備費の補助も実施しています。補助額は、最大30万円となっています。対象となる住宅は、市または(財)愛知県住宅センターが実施する耐震診断を受けて判定値が0.4未満であり、なおかつ高齢者または障がい者が居住している建物です。その他詳しい内容については市役所都市整備課までお問い合わせください。

問市役所都市整備課

(内線 262・263)

ひとり親世帯臨時特別給付金

ひとり親世帯を支援するため、給付金を支給します。

◎基本給付

▼支給対象者

- 以下のいずれかに該当する方
- ①令和2年6月分の児童扶養手当が支給された方
 - ②公的年金などを受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方
 - ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

▼給付額 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

▼申請期間 8月3日(月)より申請を受け付けします。

※①に該当する方は申請不要です。

◎追加給付

▼支給対象者

上記、基本給付金対象の①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方

▼給付額 1世帯5万円

▼申請期間 8月3日(月)より申請を受け付けします。